

別紙 1

物 件 目 録 1

岐阜県警察本部警備部及び岐阜県警察各警察署警備課において保有している下記
5 物件に記載等された情報

1 一審原告三輪唯夫（以下「一審原告三輪」という。）について

(1) 主位的請求に関するもの

一切の個人情報

10 一審原告三輪に関する一切の個人情報、行動記録などを記載した文書（図画、
写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含
む。以下同じ。）及び磁気データ、並びに収集した文書及び磁気データ（以下、
これらを総称して「情報等が記載等された文書等」という。）

(2) 予備的請求 1 に関するもの

15 株式会社シーテック（以下「シーテック社」という。）作成の議事録（以下「議
事録」という。）の発言内容から収集等をしていることが読み取れる個人情報

一審原告三輪に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信
条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 予備的請求 2 に関するもの

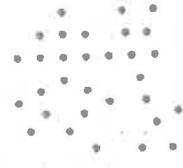
20 議事録に現れている個人情報

ア 一審原告三輪の、シーテック社が大垣市上石津町に計画している「ウインド
パーク南伊吹風力発電事業」への関与に関する情報等が記載等された文書等

イ 一審原告三輪のゴルフ場開発反対運動に関する情報等が記載等された文書等

ウ 一審原告三輪の弁護士法人ぎふコラボ（以下「ぎふコラボ」ということが
25 える。）及び同友の会との関係に関する情報等が記載等された文書等

エ 一審原告三輪の一審原告船田伸子（以下「一審原告船田」ということがあ



る。)との交友関係に関する情報等が記載等された文書等

オ 一審原告三輪の特定政党への関与に関する情報等が記載等された文書等

(4) 予備的請求3に関するもの

議事録に直接記載されている個人情報

5 A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

ア 大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われたとの情報等が記載等された文書等

イ 同勉強会の主催者であるとの情報等が記載等された文書等

10 ウ 風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であるとの情報等が記載等された文書等

エ 岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しているとの情報等が記載等された文書等

15 オ 岐阜コラボ法律事務所と繋がりを持っているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

カ 一審原告松島勢至と交代で「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っているとの情報等が記載等された文書等

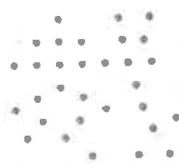
20 キ 風力発電事業に関して法律事務所に相談を行った気配があるとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

ク 今回の行動(要望書及び嘆願書の提出)は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配があるとの情報等が記載等された文書等

25 ケ 共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではないかと思うとの情報等が記載等された文書等

コ 岐阜コラボ法律事務所の事務局長である一審原告船田と強くつながって



いるとの情報等が記載等された文書等

サ そこから全国に広がっていくことを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有した個人情報

5 [第1回議事録]

ア 上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報等が記載等された文書等

イ メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動していたとの情報等が記載等された文書等

ウ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報等が記載等された文書等

10 [第2回議事録]

エ 平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出されたとの情報等が記載等された文書等

オ 1月26日(日)に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後5時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の
15 反対集会が開催されたとの情報等が記載等された文書等

カ 山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされているとの
情報等が記載等された文書等

[第3回議事録] (キは欠番)

ク 5月11日付けで、シーテック社本店及び中部電力株式会社(以下「中部
20 電力」という。)本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5
月15日に届いたとの情報等が記載等された文書等

ケ 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は
社会的責任ある会社とは認められない」との情報等が記載等された文書等

コ 「②2月の総会で測量立入に対する『賛否』をとり、11:27で否決さ
25 れた。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力
発電事業に賛成するものではない」との情報等が記載等された文書等



サ 「③上鍛冶屋の所有（一村総持）する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。」との情報等が記載等された文書等

シ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊する、となっていた」との情報等が記載等された文書等

ス 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされたとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

セ 「6月20日（金）大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階で（いちのせグリーンプラザ）において三輪唯夫が主宰する『風力発電勉強会』が伊賀市の武田恵世を迎えて行われた」との情報等が記載等された文書等

ソ 「勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。（どこの新聞に挟まれたかは不明である）」との情報等が記載等された文書等

タ 「6月30日（月）現在、勉強会出席者人数などを調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない」との情報等が記載等された文書等

チ 「一之瀬支所の支所長（F氏）は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせグリーンプラザ使用申込が三輪唯夫であったが『勉強会』の名目の為、使用を承諾されたとのことであった」との情報等が記載等された文書等

2 一審原告松島勢至（以下「一審原告松島」という。）について

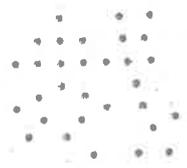
(1) 主位的請求に関するもの

一切の個人情報

一審原告松島に関する情報等が記載等された文書等

(2) 予備的請求1に関するもの

議事録の発言内容から収集等をしていることが読み取れる個人情報



一審原告松島に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 予備的請求2に関するもの

議事録に現れている個人情報

- 5 ア 一審原告松島の、シーテック社が大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」への関与に関する情報等が記載等された文書等
- イ 一審原告松島のゴルフ場開発反対運動に関する情報等が記載等された文書等
- ウ 一審原告松島のぎふコラボ及び同友の会との関係に関する情報等が記載等された文書等
- 10 エ 一審原告松島の特定政党への関与に関する情報等が記載等された文書等

(4) 予備的請求3に関するもの

議事録に直接記載されている個人情報

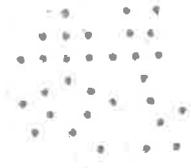
A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

- 15 ア 大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われたとの情報等が記載等された文書等
- イ 同勉強会の主催者であるとの情報等が記載等された文書等
- ウ 風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であるとの情報等が記載等された文書等
- 20 エ 岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しているとの情報等が記載等された文書等
- オ 岐阜コラボ法律事務所と繋がりを持っているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

- 25 カ 一審原告松島が、平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になったとの情報等が記載等された文書等



キ 一審原告三輪と交代で「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っているとの情報等が記載等された文書等

ク 風力発電事業に関して法律事務所に相談を行った気配があるとの情報等が記載等された文書等

5 [第3回議事録]

ケ 今回の行動（要望書及び嘆願書の提出）は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配があるとの情報等が記載等された文書等

コ 共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではないかと思うとの情報等が記載等された文書等

10 B シーテック社から収集し保有した個人情報

[第1回議事録]

ア 上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報等が記載等された文書等

イ メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動していたとの情報等が記載等された文書等

15 ウ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

エ 1月26日（日）に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後5時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会が開催されたとの情報等が記載等された文書等

20 オ 山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされているとの情報等が記載等された文書等

カ 松島住職の奥さんは、上石津町の広報的な役目を担っており厄介だと感じているとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

25 キ 5月11日付けで、シーテック社本店及び中部電力本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届いたとの情報等が記載等



された文書等

ク 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任ある会社とは認められない」との情報等が記載等された文書等

ケ 「②2月の総会で測量立入に対する『賛否』をとり、11:27で否決された。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない」との情報等が記載等された文書等

コ 「③上鍛冶屋の所有（一村総持）する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。」との情報等が記載等された文書等

サ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊する、となっていた」との情報等が記載等された文書等

シ 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされたとの情報等が記載等された文書等

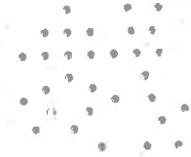
[第4回議事録]

ス 「6月20日（金）大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階で（いちのせぐりーンプラザ）において三輪唯夫が主宰する『風力発電勉強会』が伊賀市の武田恵世を迎へて行われた」との情報等が記載等された文書等

セ 「勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。（どこの新聞に挟まれたかは不明である）」との情報等が記載等された文書等

ソ 「6月30日（月）現在、勉強会出席者人数などを調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない」との情報等が記載等された文書等

タ 「一之瀬支所の支所長（F氏）は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせぐりーンプラザ使用申込が三輪唯夫であったが『勉強会』の名目の為、使用を承諾されたとのことであった」との情報等が記載等された文書等



3 一審原告近藤ゆり子（以下「一審原告近藤」という。）について

(1) 主位的請求に関するもの

一切の個人情報

一審原告近藤に関する情報等が記載等された文書等

5 (2) 予備的請求1に関するもの

議事録の発言内容から収集等をしていることが読み取れる個人情報

一審原告近藤に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 予備的請求2に関するもの

10 議事録に現れている個人情報

ア 一審原告近藤のぎふコラボとの関係に関する情報等が記載等された文書等

イ 一審原告近藤の2014年6月26日に行われた中部電力の株主総会における発言内容などの情報等が記載等された文書等

ウ 一審原告近藤のぎふコラボが主催する西濃憲法集会への関与に関する情報等が記載等された文書等

エ 一審原告近藤の武田恵世との関係に関する情報等が記載等された文書等

オ 一審原告近藤の徳山ダム建設中止運動及び同訴訟への関与に関する情報等が記載等された文書等

カ 一審原告近藤の反原発・自然破壊禁止活動への関与、及び同活動によって一審原告近藤と関係があるとされる人物に関する情報等が記載等された文書等

20 (4) 予備的請求3に関するもの

議事録に直接記載されている個人情報

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

25 ア 大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する「近藤ゆり子氏」という人物がいるとの情報等が記載等された文書等



イ 本人は、60歳を過ぎているが、東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになるとの情報等が記載等された文書等

ウ このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねないとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

エ 一審原告近藤が風車事業に対して動き出す気配があるとの情報等が記載等された文書等

オ 弁護士法人「岐阜コラボ」が毎年5月3日「(憲法の日)」に主催する「西濃憲法集会」が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうであるとの情報等が記載等された文書等

カ 一審原告近藤は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人であるとの情報等が記載等された文書等

キ その時に伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっているとの情報等が記載等された文書等

ク そういう意味でも、風車事業反対に乗り出してきているのではないかとの情報等が記載等された文書等

ケ 反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有していた個人情報

[第4回議事録]

ア 6月26日(木)中部電力株主総会に「大垣市の近藤ゆり子」が出席し、質問をしているとの情報等が記載等された文書等

イ 中部電力の取締役は、原子力稼働を前提として発言をしており、不安を感じると述べたとの情報等が記載等された文書等



ウ 地域との共生と言いつつ、地元の声を聞いているのか、CSRの観点から取締役の意見を明確にしてもらいたい。大垣市において、シーテック社が進めている風力発電事業は地元を無視しているとの意見を述べたとの情報等が記載等された文書等

5 4 一審原告船田伸子について

(1) 主位的請求に関するもの

一切の個人情報

一審原告船田に関する情報等が記載等された文書等

(2) 予備的請求1に関するもの

10 議事録の発言内容から収集等をしていることが読み取れる個人情報

一審原告船田に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信条、健康状態に関する情報等が記載等された文書等

(3) 予備的請求2に関するもの

議事録に現れている個人情報

15 ア 一審原告船田の職歴に関する情報等が記載等された文書等

イ 一審原告船田の病歴に関する情報等が記載等された文書等

ウ 一審原告船田の一審原告三輪との交友関係に関する情報等が記載等された文書等

エ 一審原告船田とぎふコラボとの関係に関する情報等が記載等された文書等

20 (4) 予備的請求3に関するもの

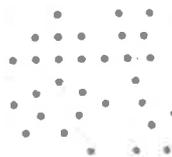
議事録に直接記載されている個人情報

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第3回議事録]

25 ア 岐阜コラボ法律事務所の事務局長であるとの情報等が記載等された文書等

イ 一審原告三輪と強くつながっているとの情報等が記載等された文書等



ウ 全国に広がっていくことを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

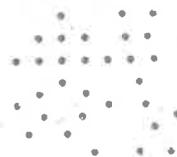
エ 現在、一審原告船田は、気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられるとの情報等が記載等された文書等

5 オ 今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられるとの情報等が記載等された文書等

以 上

10

15



別紙 2

物 件 目 録 2

5 警察庁警備局が保有している下記物件に記載等された情報

1 一審原告三輪唯夫（以下「一審原告三輪」という。）について

(1) 主位的請求に関するもの

一切の個人情報

10 一審原告三輪に関する一切の個人情報、行動記録などを記載した文書（図画、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む。以下同じ。）及び磁気データ、並びに収集した文書及び磁気データ（以下、これらを総称して「情報等が記載等された文書等」という。）

(2) 予備的請求 1 に関するもの

15 株式会社シーテック（以下「シーテック社」という。）作成の議事録（以下「議事録」という。）の発言内容から収集等をしていることが読み取れる個人情報

一審原告三輪に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 予備的請求 2 に関するもの

20 議事録に現れている個人情報

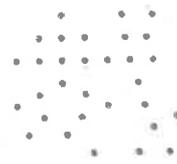
ア 一審原告三輪の、シーテック社が大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」への関与に関する情報等が記載等された文書等

イ 一審原告三輪のゴルフ場開発反対運動に関する情報等が記載等された文書等

ウ 一審原告三輪の弁護士法人ぎふコラボ（以下「ぎふコラボ」ということがある。）及び同友の会との関係に関する情報等が記載等された文書等

25

エ 一審原告三輪の一審原告船田伸子（以下「一審原告船田」ということがあ



る。)との交友関係に関する情報等が記載等された文書等

オ 一審原告三輪の特定政党への関与に関する情報等が記載等された文書等

(4) 予備的請求3に関するもの

議事録に直接記載されている個人情報

5 A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

ア 大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われたとの情報等が記載等された文書等

イ 同勉強会の主催者であるとの情報等が記載等された文書等

10 ウ 風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であるとの情報等が記載等された文書等

エ 岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しているとの情報等が記載等された文書等

15 オ 岐阜コラボ法律事務所と繋がりを持っているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

カ 一審原告松島勢至と交代で「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っているとの情報等が記載等された文書等

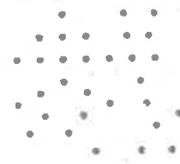
20 キ 風力発電事業に関して法律事務所に相談を行った気配があるとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

ク 今回の行動（要望書及び嘆願書の提出）は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配があるとの情報等が記載等された文書等

25 ケ 共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではないかと思うとの情報等が記載等された文書等

コ 岐阜コラボ法律事務所の事務局長である一審原告船田と強くつながって



いるとの情報等が記載等された文書等

サ そこから全国に広がっていくことを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有した個人情報

5 [第1回議事録]

ア 上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報等が記載等された文書等

イ メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動していたとの情報等が記載等された文書等

ウ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報等が記載等された文書等

10 [第2回議事録]

エ 平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出されたとの情報等が記載等された文書等

オ 1月26日(日)に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後5時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の
15 反対集会が開催されたとの情報等が記載等された文書等

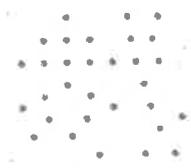
カ 山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされているとの
情報等が記載等された文書等

[第3回議事録] (キは欠番)

ク 5月11日付けで、シーテック社本店及び中部電力株式会社(以下「中部
20 電力」という。)本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5
月15日に届いたとの情報等が記載等された文書等

ケ 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は
社会的責任ある会社とは認められない」との情報等が記載等された文書等

コ 「②2月の総会で測量立入に対する『賛否』をとり、11:27で否決さ
25 された。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力
発電事業に賛成するものではない」との情報等が記載等された文書等



サ 「③上鍛冶屋の所有（一村総持）する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。」との情報等が記載等された文書等

シ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊する、となっていた」との情報等が記載等された文書等

ス 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされたとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

セ 「6月20日（金）大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階で（いちのせグリーンプラザ）において三輪唯夫が主宰する『風力発電勉強会』が伊賀市の武田恵世を迎えて行われた」との情報等が記載等された文書等

ソ 「勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。（どこの新聞に挟まれたかは不明である）」との情報等が記載等された文書等

タ 「6月30日（月）現在、勉強会出席者人数などを調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない」との情報等が記載等された文書等

チ 「一之瀬支所の支所長（F氏）は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせグリーンプラザ使用申込が三輪唯夫であったが『勉強会』の名目の為、使用を承諾されたとのことであった」との情報等が記載等された文書等

2 一審原告松島勢至（以下「一審原告松島」という。）について

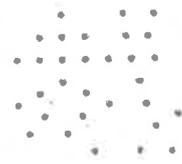
(1) 主位的請求に関するもの

一切の個人情報

一審原告松島に関する情報等が記載等された文書等

(2) 予備的請求1に関するもの

議事録の発言内容から収集等をしていることが読み取れる個人情報



一審原告松島に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 予備的請求2に関するもの

議事録に現れている個人情報

- 5 ア 一審原告松島の、シーテック社が大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」への関与に関する情報等が記載等された文書等
- イ 一審原告松島のゴルフ場開発反対運動に関する情報等が記載等された文書等
- ウ 一審原告松島のぎふコラボ及び同友の会との関係に関する情報等が記載等された文書等
- 10 エ 一審原告松島の特定政党への関与に関する情報等が記載等された文書等

(4) 予備的請求3に関するもの

議事録に直接記載されている個人情報

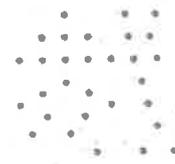
A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

- 15 ア 大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われたとの情報等が記載等された文書等
- イ 同勉強会の主催者であるとの情報等が記載等された文書等
- ウ 風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であるとの情報等が記載等された文書等
- 20 エ 岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しているとの情報等が記載等された文書等
- オ 岐阜コラボ法律事務所と繋がりを持っているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

- 25 カ 一審原告松島が、平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になったとの情報等が記載等された文書等



キ 一審原告三輪と交代で「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っているとの情報等が記載等された文書等

ク 風力発電事業に関して法律事務所に相談を行った気配があるとの情報等が記載等された文書等

5 [第3回議事録]

ケ 今回の行動（要望書及び嘆願書の提出）は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配があるとの情報等が記載等された文書等

コ 共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではないかと思うとの情報等が記載等された文書等

10 B シーテック社から収集し保有した個人情報

[第1回議事録]

ア 上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報等が記載等された文書等

イ メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動していたとの情報等が記載等された文書等

15 ウ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

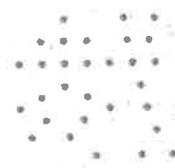
エ 1月26日（日）に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後5時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会が開催されたとの情報等が記載等された文書等

20 オ 山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされているとの情報等が記載等された文書等

カ 松島住職の奥さんは、上石津町の広報的な役目を担っており厄介だと感じているとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

25 キ 5月11日付けで、シーテック社本店及び中部電力本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届いたとの情報等が記載等



された文書等

ク 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任ある会社とは認められない」との情報等が記載等された文書等

ケ 「②2月の総会で測量立入に対する『賛否』をとり、11:27で否決された。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない」との情報等が記載等された文書等

コ 「③上鍛冶屋の所有（一村総持）する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。」との情報等が記載等された文書等

サ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊する、となっていた」との情報等が記載等された文書等

シ 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされたとの情報等が記載等された文書等

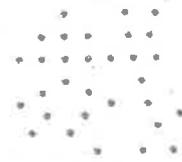
[第4回議事録]

ス 「6月20日（金）大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階で（いちのせグリーンプラザ）において三輪唯夫が主宰する『風力発電勉強会』が伊賀市の武田恵世を迎へて行われた」との情報等が記載等された文書等

セ 「勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。（どこの新聞に挟まれたかは不明である）」との情報等が記載等された文書等

ソ 「6月30日（月）現在、勉強会出席者人数などを調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ない」との情報等が記載等された文書等

タ 「一之瀬支所の支所長（F氏）は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせグリーンプラザ使用申込が三輪唯夫であったが『勉強会』の名目の為、使用を承諾されたとのことであった」との情報等が記載等された文書等



3 一審原告近藤ゆり子（以下「一審原告近藤」という。）について

(1) 主位的請求に関するもの

一切の個人情報

一審原告近藤に関する情報等が記載等された文書等

5 (2) 予備的請求1に関するもの

議事録の発言内容から収集等をしていることが読み取れる個人情報

一審原告近藤に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 予備的請求2に関するもの

10 議事録に現れている個人情報

ア 一審原告近藤のぎふコラボとの関係に関する情報等が記載等された文書等

イ 一審原告近藤の2014年6月26日に行われた中部電力の株主総会における発言内容などの情報等が記載等された文書等

ウ 一審原告近藤のぎふコラボが主催する西濃憲法集会への関与に関する情報等が記載等された文書等

エ 一審原告近藤の武田恵世との関係に関する情報等が記載等された文書等

オ 一審原告近藤の徳山ダム建設中止運動及び同訴訟への関与に関する情報等が記載等された文書等

カ 一審原告近藤の反原発・自然破壊禁止活動への関与、及び同活動によって一審原告近藤と関係があるとされる人物に関する情報等が記載等された文書等

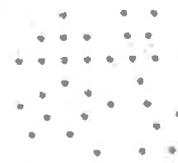
20 (4) 予備的請求3に関するもの

議事録に直接記載されている個人情報

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

25 ア 大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する「近藤ゆり子氏」という人物がいるとの情報等が記載等された文書等



イ 本人は、60歳を過ぎているが、東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになるなどの情報等が記載等された文書等

5 ウ このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねないとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

エ 一審原告近藤が風車事業に対して動き出す気配があるとの情報等が記載等された文書等

10 オ 弁護士法人「岐阜コラボ」が毎年5月3日「(憲法の日)」に主催する「西濃憲法集会」が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうであるとの情報等が記載等された文書等

カ 一審原告近藤は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人であるとの情報等が記載等された文書等

15 キ その時に伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっているとの情報等が記載等された文書等

ク そういう意味でも、風車事業反対に乗り出してきているのではないかとの情報等が記載等された文書等

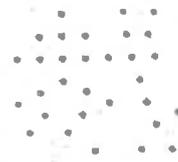
20 ケ 反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有していた個人情報

[第4回議事録]

ア 6月26日(木)中部電力株主総会に「大垣市の近藤ゆり子」が出席し、質問をしているとの情報等が記載等された文書等

25 イ 中部電力の取締役は、原子力稼働を前提として発言をしており、不安を感じると述べたとの情報等が記載等された文書等



ウ 地域との共生と言いつつ、地元の声を聞いているのか、CSRの観点から取締役の意見を明確にしてもらいたい。大垣市において、シーテック社が進めている風力発電事業は地元を無視しているとの意見を述べたとの情報等が記載等された文書等

5 4 一審原告船田伸子について

(1) 主位的請求に関するもの

一切の個人情報

一審原告船田に関する情報等が記載等された文書等

(2) 予備的請求1に関するもの

10 議事録の発言内容から収集等をしていることが読み取れる個人情報

一審原告船田に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信条、健康状態に関する情報等が記載等された文書等

(3) 予備的請求2に関するもの

議事録に現れている個人情報

15 ア 一審原告船田の職歴に関する情報等が記載等された文書等

イ 一審原告船田の病歴に関する情報等が記載等された文書等

ウ 一審原告船田の一審原告三輪との交友関係に関する情報等が記載等された文書等

エ 一審原告船田ときふコラボとの関係に関する情報等が記載等された文書等

20 (4) 予備的請求3に関するもの

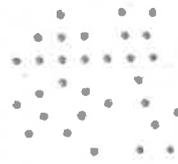
議事録に直接記載されている個人情報

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第3回議事録]

25 ア 岐阜コラボ法律事務所の事務局長であるとの情報等が記載等された文書等

イ 一審原告三輪と強くつながっているとの情報等が記載等された文書等



ウ 全国に広がっていくことを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

エ 現在、一審原告船田は、気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられるとの情報等が記載等された文書等

5 オ 今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられるとの情報等が記載等された文書等

以 上

尋 問 事 項

第 1 阪上壽秋証人につき

1 証人自身について

① 証人の経歴など

2 シーテック社への情報提供 ((A)、(B)、(C))

(1) シーテック社との情報交換開始

① 本件情報交換開始時点において、大垣署警備課あるいは岐阜県警警備部において一審原告らの個人情報を収集・保有していたか (C)

② 一審原告らの個人情報が収集・保有の対象となっていたか (A)、(B)、(C)

③ 一審原告らの個人情報を収集・保有する目的ないし理由は何か (A)、(B)、(C)

④ 一審原告らの個人情報を収集した方法を述べよ (B)、(C)

⑤ 一審原告らの個人情報をどのような方法で保有・管理していたか (B)、(C)

⑥ 一審原告らの個人情報をシーテック社に提供することとなった理由 (B)、(C)

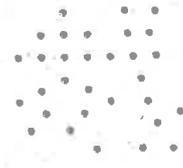
⑦ 警備課においてシーテック社と情報交換をする目的ないし理由は何か (C)

(2) 第 1 回情報交換 (2013 年 8 月 7 日) について

⑧ 大垣署警備課がシーテック社と情報交換を行うことになったいきさを述べよ (B)、(C)

⑨ 情報交換を行うことに岐阜県警警備部の指示あるいは了解があったか (B)、(C)

- ⑩ 三輪、松島、近藤の個人情報を保有・管理していたのは大垣署警備課か岐阜県警警備部か、双方か (B)、(C)
- ⑪ 情報交換に際して、三輪、松島、近藤の個人情報をどこから、どのような方法で入手したのか (B)、(C)
- ⑫ 情報交換に際して、三輪、松島、近藤の個人情報を提供することを決めたのはどの機関で誰か (B)、(C)
- ⑬ 情報交換に際して、三輪、松島、近藤の個人情報のうち提供する個人情報は、誰が、どのように決めたのか (B)、(C)
- ⑭ 情報交換に際して、三輪、松島、近藤の個人情報を提供した理由は何か (B)、(C)
- ⑮ 「風力発電について学ぶ勉強会」の情報を提供した理由は何か (A)、(B)、(C)
- ⑯ 同勉強会の主催者についての情報を提供した理由は何か (A)、(B)、(C)
- ⑰ 三輪及び松島が、「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」との情報を提供した理由は何か、どのような根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (A)、(B)、(C)
- ⑱ 三輪及び松島が、「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」との情報を提供した理由は何か、どのような根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (A)、(B)、(C)
- ⑲ 近藤についての情報をシーテック社に提供することとした理由は何か (B)、(C)
- ⑳ 近藤が、「自然破壊につながることは敏感に反対する」人物であるとの情報を提供した理由は何か、どのような根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (B)、(C)
- ㉑ 近藤は「60歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、



喋りも上手である」との情報を提供したか、どのような根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (B)、(C)

(3) 第2回情報交換(2014年3月4日)について

㉒ 松島が「平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になった」との情報を提供した理由は何か (A)、(B)、(C)

㉓ 松島と三輪が「交代で役員を行っているようである」との情報を提供したか、その理由は何か (A)、(B)、(C)

㉔ 三輪及び松島が、「風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配がある」との情報を提供したか、その理由は何か、上記情報はどのような方法理由で収集したか (A)、(B)、(C)

3 シーテック社からの情報収集 ((A)、(B)、(C))

(1) 第1回情報交換について

① 三輪及び松島が上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)

② メナードゴルフ場建設時に反対派として活動したとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)

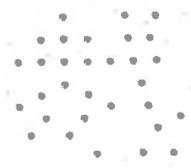
③ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)

(2) 第2回情報交換について

④ 三輪が「平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出された」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)

⑤ 「1月26日に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後6時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会が開催された」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)

⑥ 松島の妻は「上石津町の広報的な役目を担っており厄介だ」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)



(3) 第1回情報交換及び第2回情報交換に共通

- ⑦ シーテック社から収集した三輪及び松島の情報は大垣署警備課において保有・管理されているか、どのような方法で保有・管理されているか(B)、(C)
- ⑧ 上記の情報は岐阜県警警備部に報告されているか (B)、(C)

4 その他本件に関連する事項

第2 横山裕之証人につき

1 証人自身について

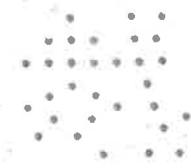
- ① 証人の職歴など

2 シーテック社への情報提供とこれに密接に関連した事項((A)、(B)、(C))

(1) 第3回情報交換(2014年5月26日)について

- ① 船田の個人情報を保有・管理していたのは大垣署警備課か岐阜県警警備部か (A)、(B)、(C)
- ② 情報交換に際して、船田の個人情報をどこから、どのような方法で入手したのか (A)、(B)、(C)
- ③ 情報交換に際して、船田の個人情報を提供することを決めたのは誰か (A)、(B)、(C)
- ④ 情報交換に際して、船田の個人情報について、提供する個人情報はどのように決めたのか (A)、(B)、(C)
- ⑤ 情報交換に際して、船田の個人情報を提供した理由は何か (A)、(B)、(C)
- ⑥ 「今回の行動は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配がある。共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う。」との情報を提供したか、どの理由は何か、どのような事実・根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (A)、(B)、(C)

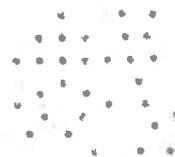
- ⑦ 「三輪は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である「船田伸子」と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」との情報を提供した理由は何か。どのような事実・根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (A)、(B)、(C)
- ⑧ 「今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる」との情報を提供した理由は何か。どのような事実・根拠・資料をもって上記の評価をしたか (A)、(B)、(C)
- ⑨ 第3回情報交換後に、シーテック社が一審原告近藤と思しき画像をプリントアウトしているが、同時点で、大垣署は一審原告近藤の画像を保有していたか (A)、(B)、(C)
- ⑩ ⑨の画像をシーテック社に見せたか。⑨の画像をどこからどのように入手したか (A)、(B)、(C)
- ⑪ 第3回情報交換でシーテック社から得た情報をどこにどのように報告したか (A)、(B)、(C)
- (2) 第4回情報交換(2014年6月30日)について
- ⑫ シーテック社との情報交換について、前田巡査長と打ち合わせをしたか。どのような打ち合わせをしたか (A)、(B)、(C)
- ⑬ 情報交換について前田巡査長から報告を受けたか。どのような報告を受けたか (A)、(B)、(C)
- (3) 朝日新聞報道後(2014年7月24日)について
- ⑭ 新聞報道後、シーテック社との情報交換について、どことどのような検討・報告・協議をしたか (B)、(C)
- ⑮ 以後、シーテック社に対して原告らの個人情報を提供することはあったか
- 3 シーテック社からの情報収集について ((A)、(B)、(C))
- (1) 第3回情報交換について

- 
- ① 5月11日付けで、㈱シーテック本店及び中部電力㈱本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届いたとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)
 - ② 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任ある会社とは認められない」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
 - ③ 「②2月の総会で測量立入に対する「賛否」をとり、11:27で否決された。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
 - ④ 「③上鍛冶屋の所有(一村総持)する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
 - ⑤ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊する、となっていた」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
 - ⑥ 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされたとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)
 - ⑦ 「要望書」の①から⑥の情報を岐阜県警警備部に報告したか (A)、(B)、(C)

4 その他本件に関連する事項

以上

- (A) 新聞やマスコミで公表され、多くの市民らの知るところとなり、もはや秘密性を喪失している事項。シーテック社との間に情報交換がもたれ、大垣署警備課から一審原告ら4名に関する個人情報の提供が行われたこと及び違法性を認定する上で必要なこれに密接に関連する事項。
- (B) 公務上の秘密の内容が、一審原告ら4名に関する情報であり、これらの公務上の秘密が開示されたとしても、国民の公務に対する信頼が損なわれるとは考えられないものであり、かつ原告ら4名自らも情報の開示を希望していること。
- (C) 公務員の公務上の秘密の収集、保管、開示の違法性が問題となっている事件であり、ある程度公務上の秘密が開示されることがあったとしてもこれらの真相を解明した上で、日本国憲法の基本的人権の保障の要請が強く求められると裁判所が判断すべき事項。



第3 三輪 優

1 証人自身について

① 証人の経歴など

2 岐阜県警本部警備部警備第1課（以下、岐阜県警警備1課という）の業務に関して

① 岐阜県警警備1課における情報収集活動の状況

② 情報収集活動において個人情報収集した場合の取り扱い

③ 情報収集活動に関する県内各警察署警備課との指揮命令関係

④ 情報収集活動に関する警察庁警備局との指揮命令関係

⑤ 収集する個人情報についての県内各警察署警備課への指示状況

⑥ 収集した個人情報の県内各警察署警備課からの報告手順

⑦ 収集した個人情報の岐阜県警警備1課内における保有・管理状況、その方法

⑧ 個人情報を収集・保有する対象者の選定基準

⑨ 保有する個人情報を県内各警察署警備課に利用させる場合の手順

⑩ 保有する個人情報を県内各警察署警備課から第三者に提供する場合の手順

⑪ 個人情報の収集・保有・利用などに関する法令・規則などの有無

3 一審原告らに関して

(1) 情報交換開始時点

① 2013年8月7日当時、岐阜県警警備1課が保有していた一審原告らの個人情報の概容

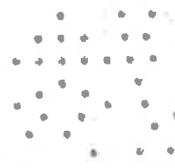
② 一審原告らの個人情報を収集・保有する目的あるいは理由

③ 県内各警察署警備課が一審原告らの個人情報を収集した場合の報告手順、管理方法

④ 岐阜県警警備1課が保有する一審原告らの個人情報を県内各警察署警備課に利用させる場合の手順、これに関する規則など

⑤ 大垣署警備課がシーテック社と一審原告らについての情報交換を行うことになった目的あるいは理由

⑥ 大垣署警備課にシーテック社との情報交換を通じて一審原告らの個人情報を収集することを指示したか



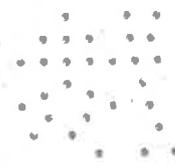
(2) 情報交換開始後について

- ① 大垣署警備課がシーテック社に一審原告らの個人情報を提供することを指示あるいは許可したか
- ② 大垣署警備課がシーテック社に三輪及び松島の個人情報を提供した理由
- ③ 大垣署警備課がシーテック社に近藤及び船田の個人情報を提供した理由
- ④ 大垣署警備課とシーテック社の情報交換の報告状況

4 シーテック社からの情報収集に関して

- ① 大垣署警備課がシーテック社から収集した一審原告らの個人情報の報告状況、管理状況
- ② 大垣署警備課から報告を受けた一審原告らの個人情報の、警察庁警備局への報告の有無

5 その他本件に関連する事項



- 1 証人自身について
 - ① 証人の経歴、警察庁警備局長としての在任期間
- 2 警察庁警備局における警備公安情報としての個人情報の扱い一般について
 - ① 個人情報の収集、管理、利用、廃棄に関する内規の有無、その名称
 - ② そうした内規の内容
 - ③ 個人情報の具体的な管理（保有）の方法
- 3 都道府県警察との連携、情報共有一般について
 - ① 都道府県警察から個人情報の報告を受けることの有無
 - ② そうした報告の根拠となる内規の有無、名称、内容
 - ③ 都道府県警察の職員が、警察庁警備局又は他の都道府県警察が保有する個人情報を知ることができるか、その方法は何か、データベースなどによる情報共有がなされているか。
- 4 一審原告らの個人情報の収集の有無、その根拠基準
 - ① 警察庁警備局は、一審原告らの個人情報を収集したことがあるか。
 - ② その収集方法は何か。
 - ③ 都道府県警察から報告を受けることで収集したことがあるか。
 - ④ 警察庁警備局において、一審原告らの個人情報を収集すると決めたのは、いかなる根拠によるか。
 - ⑤ その根拠に該当することの判断を、誰がいかなる基準でしたか
- 5 警察庁警備局における一審原告らの個人情報の保有・利用状況
 - ① 本件情報交換について報告を受けたか、どのような報告を受けたか。
 - ② シーテック社の議事録は警察庁警備局に提出されたか。
 - ③ 朝日新聞の報道があった後、本件に関し警察庁警備局が岐阜県警に対し対応を指示した事実の有無、その指示の内容
- 6 その他本件に関連する事情